

令和6年度京都市食品衛生監視指導計画（案）に関する  
市民意見募集の結果について

「令和6年度京都市食品衛生監視指導計画」（案）に関する市民意見募集を、下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見に対する京都市の考え方を取りまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

1 実施期間

令和6年1月26日(金)から2月26日(月)まで

2 市民意見募集リーフレットの閲覧場所

京都市ホームページ上に掲載

3 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール、京都市ホームページの意見募集フォームなど

4 募集結果

24名の方と2団体から45件の意見が得られた。

なお、上記24名の方の構成比と全意見の内訳については次のとおり。

(1) 年齢別件数

| 20歳未満 | 20歳代 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代以上 | 不明 | 合計 |
|-------|------|------|------|------|------|--------|----|----|
| 1     | 1    | 4    | 6    | 4    | 4    | 2      | 2  | 24 |

(2) 居住地等区分別件数

| 京都市在住 | 京都市内に通勤・通学 | その他 | 不明 | 合計 |
|-------|------------|-----|----|----|
| 15    | 6          | 1   | 2  | 24 |

(3) 項目別（意見数）

| 項 目                 | 意見数 |
|---------------------|-----|
| 1 計画全体について          | 12  |
| 2 計画の内容について         |     |
| (1) 一斉監視の実施         | 9   |
| (2) 食品等の試験検査の実施     | 6   |
| (3) リスクコミュニケーションの推進 | 5   |
| (4) その他             | 4   |
| 3 その他御意見            | 9   |
| 合 計                 | 45  |

## 5 主な御意見と京都市の考え方

### (1) 計画全般について

| 意見の要旨  | 京都市の考え方   |
|--|---|
| <p>食品衛生の基本に忠実であり、また、法改正のあった部分に対しても対応していると思うので、総体的に評価できると思う。ただ、状況は日々変化するものであり、漫然と同じことを繰り返すのではなく、次回以降もその時々状況に応じた内容を検討して行ってほしい。</p> | <p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p>  |
| <p>一斉監視など年間通してずっと監視されているのだと知りました。検査についてもさまざまな食品について行われています。</p>  | <p>引き続き、食の安全安心に関する様々な問題に対応するため、観光都市である本市の地域特性や社会情勢を踏まえ、本計画に基づき、飲食店等の施設に対する監視指導や流通食品の検査等、各取組を着実に実施し、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>  |
| <p>バランスよく実施されていると感じます。</p>   | <p>また、漬物製造業については、食品衛生法改正に伴い、経過措置期間が令和6年5月末で終了します。</p>   |
| <p>アフターコロナによって観光客が増えています。観光地として食の安全のために監視指導をこれまで以上に頑張りたいです。</p>  | <p>経過措置期間終了までに適正に対応できるよう、監視指導を実施してまいります。</p>  |
| <p>取組がわかりやすいです。</p>  |   |
| <p>食の安全への取り組みとして色々な監視があるのだなと思いました。</p>   |   |
| <p>このようにたくさんの監視や収去検査をされているとは知りませんでした。食品が衛生的に流通するようご尽力いただいていることに感謝です。漬物が許可業種に指定された事も初めて知りました。京都は漬物のお店が多いので、監視するのも大変かなと思いました。</p>  |   |
| <p>国の法律等に基づき毎年度策定されている計画だと想像するが、京都市職員の業務負担等を鑑みても、毎年度同様の計画を策定する意義がどこまであるのか、疑問を感じざるを得ない。毎年度策定する意味について説明が必要だと思う。</p>                | <p>食品衛生監視指導計画は食品衛生法第24条に基づき、策定が義務付けられています。そのうえで、従来の計画から簡素化を図り、分かりやすさの向上を図るとともに策定に係る業務の効率化に努めてまいります。</p>   |
| <p>法律に根拠を置く計画が、条例の計画の施策を着実に達成するために行っているというのは違和感があります。</p>  | <p>本市では、食品衛生法第24条に基づく単年度計画である食品衛生監視指導計画とは別に、条例に基づき5年間を見据えた京都市食の安全安心推進計画を策定しています。監視指導計画を実行し、推進計画の施策目標を達成できるもので、互いに補完するものとなっており、監視指導計画(p.1)に記載のある基本方針は両計画共通のものとなっております。</p> |
| <p>基本方針について<br/>「これらの基本方針を踏まえ～」以降の文章と図については、監視指導計画の説明ではなく、推進計画の説明と思われる。推進計画と監視指導計画の関係がわかるように修正したほうが良いのではないかと。</p>                | <p>今後、それぞれの計画についてわかりや</p>   |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>すく発信するとともに、審議会からのご意見も伺いつつ、適宜見直ししてまいります。</p>   |
| <p>市民の食の安全を守るために、きめ細かくかつ合理的に監視指導を実践されていますが、項目や対象事業者等も多く、マンパワー不足を懸念しています。市民の安全を確保するため十分な体制を確保することを望みます。</p>    | <p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。<br/>緊急を要する事案が発生した場合など、医療衛生センターのスケールメリットを生かし、引き続き監視指導業務に邁進してまいります。</p>   |
| <p>令和5年度はノロウイルスによる食中毒事案が多いことから、ノロウイルスの対策に係る事業が必要だと思う。特に、塩素消毒の具体的方法。ペットボトルキャップによる消毒液の作り方を描いたリーフレットが必要だと思う。</p> | <p>ノロウイルスによる食中毒は依然として多く発生しています。食中毒発生予防のためには、食品等事業者だけでなく、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことが必要であると考えております。今後も皆さまに興味をもってもらえるような、分かりやすい情報発信に努めてまいります。</p> |

(2) 計画の内容について

| 意見の要旨  | 京都市の考え方  |
|--|--|
| <p>① 一斉監視の実施</p> <p>一斉監視について、重点的に行う理由も書かれておりわかりやすいです。</p> <p>年間を通じて施設の監視を行う中、特に細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末については、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、重点的に監視指導されることに賛成します。</p> <p>また、昨年自動車及び露店営業について重点的な監視についてもお願いしたいとの意見を出させていただきましたが、令和5年度から実施いただいていることを評価します。</p> <p>引続き食中毒発生防止のため、一斉監視の取組み強化をお願いします。</p> <p>概要で強調している乗り入れ許可について、全文で詳しく書かれていないように思います。</p> <p>乗り入れ許可とは何か？何を監視するのか記載すべきだと考えます。</p> <p>HACCPの監視については重点監視に加えて年間通してされていてとても大変だと思いました。</p> <p>路上での弁当の販売についての監視指導の強化は非常に重要な取組みと思いま</p> | <p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p> <p>年間を通じ食品取扱施設への監視等、計画に基づく取組を着実に実施し、食中毒の発生の未然防止に努めてまいります。</p> <p>また、令和6年度においても、令和5年度から引き続いて「自動車・露店営業重点監視」を実施する予定です。</p> <p>本重点監視は、固定店舗ではない施設で食品の調理を行うことから、食中毒の発生や異物混入のリスクが懸念されるため、衛生的な食品の取扱いが行われているかを確認し、必要に応じて指導を行ってまいります。</p> <p>概要においては府市間の営業許可乗入れについて触れておりますが、市内の営業を監視指導しており、乗入れを調査するものではありませんので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>御意見を頂戴し、ありがとうございます。</p> <p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p> <p>「持ち帰り弁当重点監視」については、弁当製造所での適正な食品の取扱いをはじ</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>す。温度管理等の不適切な管理がないよう強化をお願いします。</p> <p>道端で売っているお弁当はどなたところで作られているのかわからないので怖くて買えません。しっかり監視してほしいです。</p>                               | <p>め、路上販売所での温度管理、食品表示等を確認し、不適切事項があれば指導を行うとともに、食中毒予防に係る啓発を行ってまいります。</p>   |
| <p>一斉監視、重点監視の対象施設数の目標設定はあるのか？<br/>区分ABCに計上すべきではないか？</p>   | <p>一斉監視は、主な対象施設に掲げている施設を対象に監視指導を実施します。対象施設につきましては漏れなく監視指導を行うよう努めてまいります。</p>  |
| <p>「一斉監視の実施」では、今回「漬物製造業重点監視」が加わった。<br/>リーフレットには食品衛生法改正に伴いとだけ書かれているが、漬物が保存食だけではなく、浅漬けなど、食中毒リスクが上がってきたことなどを一言加えると市民にはわかりやすい。</p>      | <p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。<br/>頂戴した御意見を踏まえ、令和6年度京都市食品衛生監視指導計画本文中に、漬物製造業が許可業種に設定された背景を追記いたしました。</p>   |
| <p>来年度新しい取組で、漬物製造業の監視をされるのは時期に合わせた計画としてよいと思います。ニュースで漬物製造業の営業が追い込まれていると聞きますが事業の継続に配慮しつつ、正しい指導をしていただきたいです。</p>                        | <p>令和6年度に実施する「漬物製造業重点監視」では、漬物製造事業者に対し、経過措置期間終了までに適正に対応するよう指導するとともに、食中毒予防に係る啓発を行ってまいります。</p>  |
| <p>② 食品等の試験検査の実施</p>  |  |
| <p>添加物の検査を強化してほしい。</p>  | <p>収去検査については、食品ごとの健康被害のリスク、放射能やアレルギー物質等のような消費者の関心度の高い項目、さらに過去の違反の発生状況等を勘案し、計画を立てています。冷凍食品については、規格基準が定められており、収去検査を実施することによって、規格基準が遵守されているか確認しております。</p> |
| <p>試験検査について、冷凍食品など、メーカー保証が効いているものよりも、違反率の高いものをもっと収去検査すべきだと思う。</p>   | <p>輸入食品を含む食品等の試験検査については、引き続き食の安全性を確保し、市民の皆様が安心できる食生活を実現するため、計画的かつ効率的に実施してまいります。</p>  |
| <p>近年の物価高騰で食品の値も上がり、家計を圧迫しています。安い輸入食品（特に肉類）を使いたいと思いますが、輸入食品は他国でどのような管理がされているか分からず、買うのをためらいます。輸入食品も安心して使えるようにしっかりと検査と監視をしてほしいです。</p> | <p>環境汚染物質とは PCB と水銀（魚介類（生食用鮮魚介類を含む）、カドミウム（穀類及びその加工品）の検査を指します。<br/>検査内容の欄に記載があるのは検査項目数ではなく検体数を示しています。同一検体で複数の検査をするため、見た目上は検査内容の欄の数値が検体数を超えているよ</p>      |
| <p>令和6年度 収去検査計画表の環境汚染物質とは何を測定するのか不明だが、残留農薬は1検体につき100以上の項目を測定しているのに1収去検体あたり1が計上されていることを考えると収去検体数より多くなっており誤記入ではないか？</p>               | <p>環境汚染物質とは PCB と水銀（魚介類（生食用鮮魚介類を含む）、カドミウム（穀類及びその加工品）の検査を指します。<br/>検査内容の欄に記載があるのは検査項目数ではなく検体数を示しています。同一検体で複数の検査をするため、見た目上は検査内容の欄の数値が検体数を超えているよ</p>      |

|   |  |
|---|--|
|   | うになっており、検査内容に注釈*をつけております。  |
| <p>収去検査において、野菜類における残留農薬等の検査を実施されていると思うが、検査結果が確定し、基準超過していた際、同ロットの流通量のうち、何パーセントが消費者の口に入ることにならず、リスク回避することが出来ているのか、指標となるものを示してもらいたい。また、ほとんどか消費された後のであれば、その検査の意味がないと考えるが。</p>  | <p>残留農薬等の検査で基準超過のため回収を行うのは、他都市で回収されているケースも多いことから本市で指標を示すことは困難であります。収去検査において基準値超過等の違反が判明した場合は、当該食品の関係施設の調査を迅速に行い、違反食品が流通、販売されないように速やかに回収・廃棄命令等の行政処分を行うことで危害拡大防止を図るほか、再発防止に必要な措置を講じております。</p>  |
| <p>「食品等の試験検査の実施」では、カンピロバクターによる食中毒の啓発や指導を強めているが、生の鶏肉を提供する飲食業がなくなると聞く。<br/>法律上0157 やノロウイルスのように取り締まれないのであれば「食中毒リスクの高い生の鶏肉提供事業者」に対して強く取り締まれる条例が必要。<br/>20歳代の感染者が多いことを考えれば学生の街京都において重要な施策だと考える。</p>  | <p>全国的にみてもカンピロバクター食中毒は依然として上位を占め、患者は若年層に多く見られます。<br/>各自治体で事業者に対する監視指導や消費者への啓発を実施していますが、食鳥肉等の生食等を原因とする食中毒の発生は後を絶たず、法的な規制がない現状では、十分な効果が得られていないのが現状です。<br/>このような現状を踏まえ、食鳥肉及び内臓肉の生食に係る規格基準の設定について他自治体とも連携し国へ要望するとともに、引き続き、リスクコミュニケーション事業やホームページ、SNSを活用し、カンピロバクター食中毒予防に係る情報発信を分かりやすく行ってまいります。</p>         |
| <p>③ リスクコミュニケーションの推進</p>  |  |
| <p>リスクコミュニケーションの推進について、これからは食品衛生に関して、行政と事業者だけががんばるのではなく、市民も自らの意識を高める必要があることはよく理解できます。<br/>そのために様々な取り組みをしておられるようですが、周りであまりそのような話題を聞きません。<br/>特に大学生などの情報過多な若者への啓発を強化するのであれば、ただ SNS で発信すればいいというのではなく、効果的な方法を考える必要があるのではないかと思います。<br/>リスクコミュニケーションの推進については、学生の街である京都市において大学生への食中毒予防についての授業は重要かと思えます。コンシューマーズ京</p> | <p>本市食品衛生行政に御理解いただきありがとうございます。<br/>食の安全安心確保のためには、行政や食品等事業者だけでなく、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことが重要であると考えております。<br/>食の安全安心情報の発信方法の在り方については、以前からも課題としてしているところであり、引き続き市民の皆様印象に残るような効果的な方法を今後も模索してまいります。<br/>来年度も「大学のまち・学生のまち京都」の特色を踏まえ大学と連携し、講義を活用したリスクコミュニケーションの実施を予定しております。食中毒予防をはじめ、京</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>都においては、大学生への講義なども行っています。京都市保健福祉局様とも連携できることがありと良いと感じました。</p>   | <p>都市監視指導計画の内容についても触れる予定ですので、引き続き若年層に対し食の安全安心情報の発信、啓発を行ってまいります。</p>  |
| <p>「リスクコミュニケーションの推進」では、食品衛生監視指導計画の内容を知れば、関心を寄せる市民や学生も多い。しかし、情報に触れることがないとあまり考えるきっかけもないためリスクコミュニケーションの機会を増やすことはとても重要です。消費者団体や大学との連携を強めてください。</p>   |  |
| <p>食中毒事例が多い若年層を中心に鶏肉の生食による食中毒リスクについて啓発されていることや、冬場に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、パンフレットなどを活用した啓発とともに「手洗いチェッカー」を学習会等で啓発を行うこと、またSNS、動画配信サイト等様々な媒体を活用し、情報発信を行っていただけることを評価します。引き続き市民向け（特に若年層）と食品等事業者向けの講習会や意見交換会の開催について、きめ細かく実施していただくことを要望します。</p> | <p>本市食品衛生行政に御理解いただきありがとうございます。</p> <p>本市では、リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、手洗いチェッカーを用いた「体験型手洗い講習会」のような参加者が体験学習を通じ、相互に意見を発言し合う「参加型」のリスクコミュニケーション事業を実施しています。また、事業所や学園祭で食品を取り扱う教育機関からの希望に応じて、その場に適した講習会を実施しています。</p> <p>今後も対象業種や社会情勢を踏まえ、その時に応じたリスクコミュニケーション事業を実施してまいります。</p> |
| <p>食中毒菌の汚染リスクの高い食材など。リスクミは、今年度多かった業種とは異なる事業者に対し、令和5年度の食品衛生危害発生リスクについて講習を実施してはどうか？<br/>能登地震を踏まえた災害時の食品衛生についてリスクコミュニケーションなど。</p>   |  |
| <p>④ その他</p>   |  |
| <p>令和5年12月から市民等からの届け出方法としてこれまでの電話連絡に加え、新たに「発生連絡フォーム」を活用したオンライン受付が開始され、職員は届出内容をいち早く把握し、感染症担当とも連携した迅速な対応が可能となったことについて評価します。ただし消費者にはまだまだそのことが浸透していません。ホームページやSNS等を活用し、広く消費者に周知してください。</p>   | <p>本市の食品衛生行政に御理解いただきありがとうございます。令和5年12月から開始した「食中毒等発生連絡フォーム」について、本市SNSやホームページのみならず食品衛生講習会などあらゆる機会を活用し、広く周知するよう努めてまいります。</p>  |
| <p>原則として全ての食品等事業者は、施設の内外の清潔保持等の一般的な衛生管</p>   | <p>HACCPに沿った衛生管理が令和3年6月1日から義務化されたことに伴い、引き</p>  |

|  |  |
|--|--|
| <p>理に加え、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けられました。HACCPに沿った衛生管理で求められる衛生管理計画の策定と計画に基づく衛生管理の実施、実施状況の基礎や振り返り状況を確認するとともに必要な助言・指導の継続をお願いします。</p> <p>また平成18年度に創設された「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の取得施設は毎年少しずつ増えてはいますが、さらに取得事業所が増えるように働きかけの強化をお願いします。</p> | <p>続き実施状況の確認に焦点をあて、監視指導を実施し、必要な助言・指導を行ってまいります。また、「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」はHACCP義務化に伴い、これまで制度の見直しが課題となっておりました。そこで、令和6年4月から認証制度に代わる「京都市HACCP食の安全宣言届出制度」がスタートします。認証制度よりも多くの事業者が利用しやすい制度となりますので、新制度の普及に努め、事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着の推進を図ってまいります。</p> |
| <p>生の鶏肉を提供している店がよくあります。若い人は気にせず食べますが、食中毒になる可能性が高いので指導を強化して下さい。</p>   | <p>カンピロバクター食中毒は依然として発生しており、患者の多くは若年層です。若年層へのカンピロバクター食中毒予防の啓発を行うとともに、加熱不十分な鶏肉を提供している食品取扱い施設に対し、指導を継続し実施してまいります。</p>   |
| <p>錦市場が観光客で賑わっていますが、店頭で販売したり不衛生に思います。観光地の露店販売の指導を強化して下さい。</p>  | <p>錦市場も含め、に食品取扱い施設の監視指導を実施しています。今後とも監視時に不適切な食品の取扱いを発見した場合は適切な指導を行ってまいります。</p>  |

(3) その他御意見

| 意見の要旨   | 京都市の考え方   |
|---|---|
| <p>「食品衛生業務に係る人材の育成と資質の向上について」</p> <p>計画自体は全体的によくできていると思いますが、策定した計画を実際に運用するのは人です。食品衛生監視員は医師、薬剤師、獣医師などが担当されているとのことなので、それぞれ高い知識をお持ちのことだと思います。ただ、市民はそれほどの知識を持たない人がほとんどですので、リスクコミュニケーションの場などでは、同じ目線に立って分かりやすい説明をお願いしたいと思います。</p> <p>資格を持った人が知識や技術の向上を図るのはある意味当たり前のことで、いくらそれらを向上させても市民に還元されなければ意味はないと思います。</p> <p>この「資質の向上」の中には食品衛生監視員の説明力やコミュニケーション力の向上も含まれていることを期待します。</p> <p>また、一般社会でも言えることですが、経験年数の違いなどによって個人の力量に差が生じることはあると思います。そうした差が埋められるように、人材そのものの育成も大事ですが、後進の育成ができる人材が重要だと思います。</p> | <p>本市食品衛生行政について、御理解いただきありがとうございます。</p> <p>リスクコミュニケーション事業は、食品衛生監視員からの一方通行の話ではなく、参加いただいた皆さまと意見交換を行い、理解を深めていただくことが重要だと考えております。そのためには、本市食品衛生監視員がそれぞれ相手方の食品に対する理解度を認識し、分かりやすい食の安全安心情報をお伝えすることが不可欠です。</p> <p>引き続き、専門的な知識の習得や技術の研鑽に努めるとともに、先輩職員から後輩職員への教育についても、改めて力を入れ取組んでまいります。</p> |
| <p>ホームページを拝見していると、食品に関する計画として、推進計画と監視指導計画のふたつあり、違いが分かりにくく感じました。それぞれの分担があるのかもしれませんが、特定の分野に計画が二つというのは多いように感じます。なんとかまとめることはできないのでしょうか。</p>   | <p>食品衛生監視指導計画は食品衛生法第24条に基づき、策定が義務付けられており、推進計画は、本市の条例の規定に基づき策定しております。根拠法令が異なるもので、それぞれの計画が互いに補完するものとなっております。</p> <p>今後、それぞれの計画についてわかりやすく発信するとともに、審議会からのご意見も伺いつつ、適宜見直ししてまいります。</p>   |



|   |   |
|---|---|
| <p>HACCP 導入が義務化された中で、認証制度は事業者にとって有用な制度とはいえない。制度を維持する予算で、ほかのことをするべきではないか。</p>  | <p>京（みやこ）・食の安全認証制度は必要書類も多く、小規模な事業者が取り組むには現実的でないというお声を以前から頂戴しておりました。また、「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」はHACCP義務化に伴い、これまで制度の見直しが課題となっておりました。そこで、令和6年4月から認証制度に代わる「京都市HACCP食の安全宣言届出制度」がスタートします。認証制度よりも多くの事業者が利用しやすい制度となっていますので、広く周知し、事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入及び定着の推進を図ってまいります。</p> |
| <p>令和6年4月以降、BSE検査に係る月齢制限がなくなる（症状のみで検査の実施の有無を判定）ようなので、「24か月齢～」を削除し、「生体検査において行動異常又は神経症状を呈する牛」と改めてはどうか。<br/>（p10 3 と畜場における監視項目、p14 第二市場における監視指導、p16 用語集）</p> | <p>いただいた御指摘を踏まえ、計画内容を修正しました。ありがとうございました。</p>  |
| <p>このように、たくさんの食品衛生監視をされていることを、多くの方々に知っていただく機会がもっとあると良いと思いました。コンシューマーズ京都や京都生協などをご活用いただき、周知のお手伝いできればと感じました。ご意見応募用紙など京都生協のお店に置いていただくことも可能かと思えます。</p>         | <p>本市の食品衛生行政に御理解いただきありがとうございます。意見募集については、苦慮しているところであります。来年度以降も従来の方法はもとより、あらゆる機会を捉え、より多くの市民の方のご意見をいただけるよう努めてまいります。</p>   |
| <p>パブリックコメントの募集期間が短く、消費者団体としての意見を出すには日程的にタイトです。半月でも延ばせないか。</p>  | <p>毎年度末には、翌年度の監視指導計画を策定し、国へ報告しなければならないことから、現在の日程から大きく変えることは困難ですが、少しでも期間を延ばせるよう検討してまいります。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>食品衛生監視指導計画のパブリックコメントが毎年度実施されていますが、その在り方について再考を求めます。</p> <p>昨年度の「意見募集の結果」を見ても意見数は少なく、またはっきりと実施について疑問を呈するコメントもあります。</p> <p>広く住民の意見を求めることとされているからとのことですが、その割には媒体がホームページに限られ、市会の常任委員会でも報告はされていないように思います。</p> <p>内容的に問題がないとの判断のもと、思い切ってこうした手続きを省略、あるいは数年に一度とするなどの方法を取るべきと考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>新しい市長を迎える中、これまでの経緯はあるにせよ発想を転換し、事務事業の見直しを内発的にされることをご期待申し上げます。</p> | <p>食の安全安心は、行政による取り組みのみならず、市民や食品等事業者の皆様が役割と責務を果たしてこそ実現できるものです。</p> <p>市民や食品等事業者の皆様の御意見をもとに改善すべき点は修正し、より実効性の高い計画にするためにも御意見をいただく機会は重要であると考えております。</p> <p>一方で、厚生労働省及び消費者庁から食品衛生法第70条第2項に規定される意見聴取の手法については、柔軟に選択することが可能である旨の通知が発出されております（令和5年2月9日付 消食表第56号、薬生食監発0209第2号）。これを踏まえ、来年度以降の市民意見募集の方法については引き続き検討を重ねてまいります。</p> |
| <p>頑張ってください。</p>   | <p>本市食品衛生行政について御理解いただきありがとうございます。本計画に基づき、飲食店等の施設に対する監視指導や流通食品の検査等、各取組を確実に実施し、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>  |
| <p>大変だと思いますが頑張ってください。</p>  |   |